

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
（宛先） 京都府知事		平成29年9月30日				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市字上紺屋15番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社さとう 代表取締役社長 佐藤 総二郎 電話 0773 - 22 - 0001				
主たる業種	百貨店、総合スーパー					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	平成27年度を基準に、平成29年度から平成31年度3年間の、原単位あたりの温室効果ガス排出量等を、年平均3%削減する。					
計画を推進するための体制	総務部環境保全推進課と店舗開発部施設管理課が担当、推進している。 EMSについては、独自の「環境保全への取組み」に基づき、全店・全事業所で省エネに取り組んでいる。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	14,270.1 トン	14,077.7 トン	13,955.9 トン	13,876.5 トン	-2.1 パーセント
	評価の対象となる排出の量	15,109.3 トン	14,077.7 トン	13,955.9 トン	13,876.5 トン	-7.6 パーセント
	目標の根拠	・天井の基本照明をLED照明に変更 ・デマンドコントローラを入れエアコン使用量を削減 ・機器の適正な運転管理				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	店舗	51.74	51.06	50.62	50.33	-2.07 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×年間営業時間)					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	延床面積と年間営業時間が、エネルギー使用量に密接に関連した指標である為。				
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	12.0 パーセント	176.0 パーセント	176.0 パーセント	176.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	・天井の基本照明をLED照明に変更 ・デマンドコントローラを入れエアコン使用量を削減				
	(30)年度	・天井の基本照明をLED照明に変更 ・デマンドコントローラを入れエアコン使用量を削減				
	(31)年度	・天井の基本照明をLED照明に変更 ・デマンドコントローラを入れエアコン使用量を削減				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	実施しない。				
	上記の措置を採用する理由	地域的に、自動車以外の交通手段が無い為。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	現在計画はございません。					
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。